

沖縄県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱

1 目的

この要綱は、「介護保険法施行令」（平成10年政令第412号）第4条第1項第9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習会（以下「指定講習会」という。）の指定について、「介護保険法施行規則」（平成11年省令第36号）、「厚生労働大臣が定める講習会の内容について」（平成18年3月31日厚生労働省告示第269号）及び「福祉用具専門相談員について」（平成18年3月31日老振発第0331011号）に定めるもののほか、福祉用具専門相談員指定講習会の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 指定の要件

知事は、次の要件を満たすと認められる場合、指定の取消しまたは事業の廃止を行わない限り、福祉用具専門相談員指定講習会として、3年以内の期間を定めて指定することができるものとする。

（1）講習実施者に関する要件

ア 次に掲げる業務を適正に履行できると認められること。

（ア）名簿の作成及び知事への送付

（イ）申請事項に変更があったとき又は廃止、休止、再開の知事への届出

（ウ）知事が、指定講習会の事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更

その他の指示を行った場合に、当該指示に従うこと

イ 講習実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

ウ 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

エ 講習実施者は、事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。

オ 講習実施者が事業所の所在する都道府県以外で講習会を実施するような場合には、講習会実施場所を管轄する都道府県に対しても指定申請の届出をすること。

（2）事業内容に関する要件

ア 講習が、年1回以上、別紙1に定める講習課程の内容に従って開催されること。

イ 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。

（ア）別紙2の要件を満たす適切な人材が確保されていること

（イ）1の講習について3名以上の講師で担当すること

（ウ）演習を担当する講師については、講師1名につき、受講生がおおむね50名を越えない程度の割合で担当すること

（エ）病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること

ウ 全科目を修了した受講生に対し、別紙 3 中の「到達目標」に沿って、知識・技術等の習得度の評価（以下「修了評価」）を行うこと。

なお、修了評価は、筆記試験により 1 時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間は研修カリキュラムの時間数に含めないものとする。

また、知識・技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、「到達目標」に達するよう努めるものとする。

エ 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。

(ア) 開講目的

(イ) 講習の名称

(ウ) 事業所の所在地

(エ) 講習期間

(オ) 講習課程

(カ) 講師氏名

(キ) 修了評価の実施方法

(ク) 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い

(ケ) 年間の開講時期

(コ) 受講手続き

(サ) 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額

オ 講習会を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。

(ア) 介護保険法施行令第 4 条に定める一定の有資格者については、本講習会を受講しなくても福祉用具専門相談員として勤務することが可能であること。

※一定の有資格者とは、下記のとおりである。

ア 保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士。

イ 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 18 年 3 月 31 日政令第 154 号）附則第 18 条第 2 項の規定により、①この政令の施行の際現に福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として都道府県知事が公示するもの（以下「適格講習」という。）の課程を修了し、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者。②この政令の施行の際現に適格講習の課程を受講中の者であって、この政令の施行後当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの。

(イ) 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の收受に関すること。

(ウ) その他、講習会の内容に関する重要事項。

カ 別紙 1 に定める講習課程については、概ね 2 ヶ月以内の範囲内で修了することとする。ただし、これによることが困難な特別の事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りではない。

3 指定申請手続等

(1) 指定の申請

講習会の指定を受けようとする者は、初回の講習の募集を開始する 3 ヶ月前までに、次に掲げる事項について様式 1 及びその添付書類を知事に提出すること。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- イ 講習会の名称及び課程
- ウ 事業所の所在地
- エ 運営規程
- オ 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- カ 収支予算及び向こう 2 年間の財政計画
- キ 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款
- ク 事業計画表及び各講習ごとの時間割表
- ケ 各講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書（講師本人の署名捺印のあるものに限る。）
- コ 事業所（講習を行う教室）の平面図及び設置者の氏名（法人にあっては、名称）並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書
- サ 申請者の前年度の決算書
- シ 申請者の概要及び資産状況
- ス 受講料等の設定方法及び改定方法
- セ 募集案内等受講希望者に提示する書類

(2) 変更の届出

ア 申請者に関する事項

申請者に関する事項について変更があった場合には、様式 5 に関係書類を添付し、10 日以内に提出することとする。

また、(1) のアについては、法人登記簿の履歴事項全部証明書、(1) のキについては、変更後の定款等を添付すること。

イ 講習内容に関する事項

講習の内容について変更する場合には、様式 5 に変更後の講習課程（カリキュラム）のほか関係書類を添付し、10 日以内に提出することとする。

(3) 廃止、休止又は再開の届出

事業の廃止、休止若しくは再開したときには、様式 6、様式 7 若しくは様式 8 を 10 日以内に提出することとする。

(4) 事業計画書の提出

指定講習会を実施する者は、知事に対し、年度ごとに、その年度における初回の講習の募集を開始する2ヶ月前までに、別添の様式に従って、次に掲げる事項が記載された事業計画書（様式15）を提出するものとする。ただし、指定申請時には、指定申請の関係書類として申請書と同時に提出するものとする。

- 年間事業計画表及び各講習ごとの時間割表（様式10及び様式11）
- 各講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書（講師本人の署名捺印のあるものに限る。）（様式12、様式13）
- 事業所（講習を行う教室）の平面図及び設置者の氏名（法人にあっては、名称）並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書
- 申請者の前年度の決算書
- 申請者の概要及び資産状況
- 受講料等の設定方法及び改定方法
- 募集案内等受講希望者に提示する書類

4 指定の更新

指定講習会を実施する者が、2の期間が満了した後も継続して講習会の指定を受けようとする場合には、期間が満了する3カ月前までに、3の（1）に掲げる書類を添付し、様式1の申請書を知事に提出すること。

5 事業実績報告書の提出

講習会を行う者は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、様式9に定める事項を記載した事業実績報告書に關係書類を添付し、知事へ提出すること。

6 修了証書の交付等

指定講習会を実施する者は、講習の全ての課程を修了した者に限り、別紙4に定める様式に準じ、修了証書及び携帯修了証明書を交付するものとする。

7 指定の取消し

指定講習会を実施する者が、次のいずれかに該当する場合には、知事は福祉用具専門相談員指定講習会としての指定を取り消すことができる。

- （1）指定講習会を実施する者が、当該指定講習会について、2の指定要件を満たすことができなくなったとき。
- （2）指定講習会を実施する者が、不正の手段により2の指定を受けたとき
- （3）指定講習会を実施する者が、知事に対し、故意に、虚偽の内容を提出したとき。
- （4）指定講習会を実施する者が、5の規定に反して、講習会の全課程を修了していない者に対して、修了証書を交付したとき。

8 指定等の公表

この要綱に基づき、福祉用具専門相談員指定講習会の指定を行った場合及び指定を
取消した場合は、公表するものとする。

附則

この要綱は平成18年4月1日から施行するものとする。

附則

この要綱は平成19年11月1日から施行するものとする。

附則

この要綱は平成24年9月7日から施行するものとする。

附則

この要綱は平成27年4月1日から施行するものとする。

ただし、平成27年4月1日より前に開始された講習の取扱については、従前の例に
よることができる。